

○宇都宮市一般廃棄物処分業許可の申請者の経理的基礎等に係る専門委員設置規則

平成25年3月29日
規則第21号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条第1項の規定に基づき、宇都宮市一般廃棄物処分業許可の申請者の経理的基礎等に係る専門委員(以下「委員」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員は、市長の委託を受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項ただし書に規定する環境省令で定める者並びに同条第5項第3号及び第10項第3号、同法第8条の2第1項第3号、同法第14条第5項第1号及び第10項第1号、同法第14条の4第5項第1号及び第10項第1号並びに同法第15条の2第1項第3号並びに土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第3項第1号に規定する環境省令で定める基準のうち経理的基礎の有無並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4の2第1項第1号及び第19条の6第1項第1号に規定する資力について、調査するものとする。

(定数等)

第3条 委員の定数は、1名とする。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合において補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 委員に関する庶務は、環境部廃棄物対策課において処理する。

(補則)

第5条 [この規則](#)に定めるもののほか、委員について必要な事項は、別に定める。

附 則

[この規則](#)は、平成25年4月1日から施行する。